

軽自動車税減免のお知らせ

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が使用する軽自動車等について減免される場合があります。

減免申請の対象

- ① 減免の対象となる身体障がい者等の軽自動車等で、本人が使用（運転）する場合。
- ② 減免の対象となる身体障がい者等の軽自動車等を、当該身体障がい者等と生計を一にする方が、当該身体障がい者等のために、通院・通学・通所・仕事に専ら使用する場合。
(期間は少なくとも半年以上、頻度は週1回以上、通院のみ少なくとも2か月に1回以上、必要)
- ③ 減免の対象となる身体障がい者等の軽自動車等で、身体障がい者等のみで構成される世帯を常時介護するために日常的に使用する場合。

※ 減免が適用される障がい区分の範囲は裏面をご確認ください。

減免申請期間

毎年4月下旬～納期限まで。 毎年更新のお手続きが必要です。

次年度以降の減免申請は、当初申請内容に変更がなければ、市民税課より送付される現況報告書を期限内にご提出ください。

減免申請に必要なもの（すべて有効期限内のもの）

- ① 申請用紙（窓口に設置）
- ② 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（4月1日時点で有効なもの）
- ③ 納税義務者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ④ 運転する方の運転免許証（マイナ免許証の場合は、内容を読み取れるスマートフォン）
- ⑤ 自動車検査証（記録事項）（原付の場合は、自賠責の証書）
- ⑥ 通院証明書（+運行計画誓約書）、通学・通所証明書等（様式は、窓口にあります。）

⑥については、本人以外の方が運転する場合に必要です。詳しくは、3ページをご覧ください。

注意事項

- ※ 減免を受けられるのは、普通車も含めて1人1台に限ります。
- ※ 原則、長期入院・入所の場合は対象外です。
- ※ 車検のある車種については車検証に「家用」と記載されている軽自動車でなければ減免を申請することはできません。（事業用の軽自動車及びリース車は減免申請できません。）

◆障がい者減免適用範囲表

(1) 身体障害者手帳及び戦傷病者手帳の交付を受けている方

障がい等の区分		身体障害者手帳の障がいの級別	戦傷病者手帳の障がいの程度等
視覚障がい		1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障がい		2級及び3級	特別項症～第4項症
平衡機能障がい		3級	特別項症～第4項症
音声機能障がい		3級(咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	特別項症～第2項症(咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)
上肢不自由		1級、2級の1、2級の2及び2級(1 上肢のみに機能障害がある場合を除く。)	特別項症～第3項症
下肢不自由		1級～6級	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症
体幹不自由		1級～3級及び5級	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級及び2級(1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	
	移動機能障がい	1級～6級	
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい		1級及び3級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 肝臓の機能障がい		1級～3級	
併合障がい		1級～4級	

(2) 療育手帳の交付を受けている方

総合判定 A · B1 · B2

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

障がい等級 1級 及び 2級

◆自動車の運転者と所有者の関係及び使用目的

運転者	障がい者の状況		所有者(納税義務者)※	使用目的
① 障がい者本人	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方		障がい者又は障がい者と生計を一にする方	目的は問わない
	上記以外の方		障がい者本人	
② 障がい者と生計を一にする方	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方		障がい者又は障がい者と生計を一にする方	専ら 障がい者の 1 通院 2 通学 3 通所 4 生業 等
	上記以外の方	障がい者が18歳以上	障がい者本人	
		障がい者が18歳未満	障がい者と生計を一にする方	
③ 障がい者を常時介護する方			障がい者本人	日常的に

※割賦販売などで所有権が留保されている車両は、使用者を所有者とみなします。

◆本人以外の方が運転する場合の必要書類について

身体障害者手帳等を持っている方と生計を一にする方、または、常時介護者（身体障がい者等のみで構成される世帯に限る。）が運転する場合、使用の目的に合わせて通院・通学・通所・生業等証明いずれかの提出が必要となります。なお、原則として、月4回（週1回）以上通院等をしていることが条件です。

通院証明書	新規申請	通院証明書の提出が必要	
	継続申請	通院している病院に変更がない場合	5年に1度再提出が必要
		通院している病院に変更がある場合	新しい病院での通院証明書の提出が必要

- ※ 身体障がい者等の障害の抑制、治療又は機能回復のために医療機関に通院している場合に限りです。
- ※ 原則、身体障害者手帳等をお持ちの方が長期間（半年以上）入院されている場合は減免を受けることができません。

通学証明書	毎年、通学証明書の提出が必要
-------	----------------

- ※ 原則、入寮制の入所施設に入校（所）している場合は、減免を受けることができません。

通所証明書	毎年、通所証明書の提出が必要
-------	----------------

なりわい 生業等証明書	毎年、生業等証明書の提出が必要
----------------	-----------------

- 注1) 通院等期間が短期間(申請以後6ヶ月以内)の場合は減免を受けることができません。
- 注2) 通院が週1回に満たないが、必要不可欠な生活手段として減免を受ける場合には、通院証明書と合わせて「運行計画誓約書」の提出が必要となります。
- 注3) 身体障がい者等の特別な事情(身体障がい者等に外出する機会を確保し、健康管理を行うことが必要である場合等)によって、毎週1回以上、自宅から入所施設までの間を送迎する場合は、減免の対象となります。その場合は、「在宅処遇に関する証明書」の提出が必要となります。

◆申請受付及び問合せ先

- ◎ 延岡市役所 市民税課 軽自動車税担当 TEL (0982) 22 - 7065
- ◎ 北方総合支所 市民サービス課 TEL (0982) 47 - 3601
- ◎ 北浦総合支所 市民サービス課 TEL (0982) 45 - 4228
- ◎ 北川総合支所 市民サービス課 TEL (0982) 46 - 5012